

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◇ 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の未就学児の軽減措置等について、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

◇ 改正の概要

＜子どもの均等割保険税の軽減措置の概要＞

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険税について5割を公費負担により減額するものです。

○対象 象：すべての未就学児（所得制限なし）

○減 額 内 容：未就学児の均等割保険税5割を公費により減額

軽減割合	均等割額（法定軽減後）	未就学児減額分	減額後均等割額
7割軽減	12,840円	6,420円	6,420円
5割軽減	21,400円	10,700円	10,700円
2割軽減	34,240円	17,120円	17,120円
軽減なし	42,800円	21,400円	21,400円

○負担割合：国1/2、県1/4、町1/4

○対象保険税：令和4年度以降の国民健康保険税から適用

◇ 施行日 令和4年4月1日

【軽減イメージ】

